

日本医療大学における研究費等に係る不正取引に対する処分方針

(令和5年6月1日制定)

(目的)

第1条 この方針は、「日本医療大学における競争的研究費等の運営及び管理に関する取扱規程」及び「日本医療大学における学内研究費の運営及び管理に関する取扱規程」に基づき、研究費に関して不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、及び学外から給付を受けた研究費、助成金、補助金等で、本学が機関管理を行うもの及び本学の予算より配分された研究費をいう。
- (2) 教職員等とは、本学に所属する非常勤を含む教員及び事務職員をいう。
- (3) 取引停止とは、物品購入、業務委託等に係る取引業者への選定の停止をいう。

(不正取引への対応)

第3条 学長は、次の各号に定める不正取引に関与した業者について、取引停止等の措置をとるものとする。

- (1) 物品購入、業務委託等に関する提出書類に、虚偽の記載等があり、契約の相手方として不相当と認められるとき。
- (2) 見積書・契約書等に定められた品質・数量について不正行為を行ったと認められるとき。
- (3) 業務委託について粗雑な履行を行ったと認められるとき。
- (4) 物品購入、業務委託等に関する契約に違反する等、契約の相手方として不相当と認められるとき。
- (5) 本学教職員等に対する贈賄が発覚したとき。
- (6) 前各号のほか、業務遂行にあたり、不誠実な行為を行い、契約の相手方として不相当と認められるとき。

(取引停止期間)

第4条 学長は、前条各号に定める措置要件に該当する場合は、6か月以上1年以下の期間を定め、取引停止の措置をとる。

- 2 学長は、前項において、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響を及ぼすと判断した場合は、一定期間を経た後に、取引停止とすることができる。
- 3 学長は、取引停止の措置を行う場合において、当該業者が極めて悪質であると認められるとき又は情状を酌量すべき特別な理由が認められるときは、取引停止の期間を変更することができる。

(取引停止措置の通知)

第5条 学長は、取引停止又は取引停止の解除を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(庶務)

第6条 この方針に関わる事務手続は、事務局において行う。

(改正)

第7条 この方針の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附 則

この方針は、令和5年6月1日から施行する。